

# 令和7年度第2回 徳島市行財政改革推進市民会議 会議録（要約）

---

令和7年8月28日（木）午後3時から午前16時15分まで  
徳島市役所 8階 庁議室

## 1 開会

### （総務部副部長）

皆さまには、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
ただいまから、令和7年度第2回徳島市行財政改革推進市民会議を開会いたします。

### <委員紹介>

### （総務部副部長）

はじめに、本日ご出席の委員の皆さまをご紹介します。

### （委員）

— 各自自己紹介 —

### <第一副市長あいさつ>

### （総務部副部長）

ありがとうございました。  
続きまして、松本第一副市長から委員の皆さまにごあいさつを申し上げます。

### （第一副市長）

第一副市長の松本でございます。

本日、遠藤市長が公務の都合により出席できませんので、代わりに私の方から一言ご挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、また大変暑い中、徳島市行財政改革推進市民会議にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日頃は徳島市の行政の推進に格別のご理解ご協力を賜っておりますことに関しても、重ねましてお礼を申し上げます。

本日の会議につきましては、先日の第1回徳島市行財政改革推進市民会議の中で、皆さまからいただいたご意見、ご質問に対して徳島市の考えを回答させていただくとともに、受益者負担の適正化について、ご意見を伺いたいと考えております。

受益者負担の適正化に関しましては、平成29年の3月に策定いたしました徳島市の受益者負担の適正化に関する指針というのがございます。しかし、現在の社会情勢下において、人件費の高騰や物価高騰といった状況を受け、徳島市では受益者負担の適正化に向けて改定を実施する方向で現在検討を進めております。このことに関して皆さまから様々な意見を頂戴したいと考えておりますので、どうか忌憚のない意見をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶に代えさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

## <事務局紹介>

### (総務部副部長)

続きまして、この市民会議に出席しております、本市職員について紹介させていただきます。

#### — 職員紹介 —

それでは、会議に移ります。会長、よろしくお願いいたします。

## 2 議題

### (会長)

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

本日1つ目の議題である「令和7年度第1回徳島市行財政改革推進市民会議での意見について」事務局から説明をお願いします。

### (行財政経営課長)

— 資料1により説明 —

### (会長)

それでは、ただいまの説明について、何かご意見ご質問はございませんか。  
特にご意見等が無いようですので次の議題に移らせていただきます。  
次の議題「受益者負担の適正化について」事務局から説明をお願いします。

### (財政課副部長)

— 資料2 資料3 資料4により説明 —

### (会長)

それでは、ただいまの説明について、何かご意見ご質問はございませんか。  
ご欠席の委員からは、なにかご意見等はございましたか。

### (行財政経営課長)

本日欠席の委員さんから事前にご意見を頂戴しておりますのでご報告させていただきます。

資料2の3ページ(4)「性質別負担割合の設定」について、施設コストを整理し、公共性と市場性に応じて負担の割合を調整することに対して非常に有効であると感じた。

一方で、公平性と市場性の線引きは利用者の立場によって受け止め方が異なると考え  
る。特にスポーツ施設や文化施設のように一定の公平性があり市場性も高い施設は、0%、  
50%、100%という区分ではなく、段階的な負担割合を調整する必要があるのではない  
か、というご意見をいただいております。

### (財政課副部長)

指針では、「必要性」と「市場性」の2つの性質と、施設ごとのサービスの性質を考慮し、4  
つの区分を基本として負担割合を設定していますが、各施設の使用料を算定する際には、  
施設の設置目的や機能、利用対象者、類似施設との比較などにより、個別に負担割合を設  
定する場合もあると考えております。

## (会長)

ありがとうございます。他に何かご意見ご質問はございませんか。

## (委員)

資料2の2ページ(1)「対象とする施設」の表で、本指針で施設使用料の設定の対象外としている保育所、幼稚園は、使用料を徴収できない区分の学校と同じ分類にあてはまるのではないのでしょうか。

## (財政課副部長)

公立の小、中学校は学校教育法により「授業料を徴収することができない」と定められています。これに対し、本市の保育所や幼稚園の保育料・入園料は、国が定める基準額に基づき算定しているため、「制度上の算定方法や徴収基準額に準じて使用料を算定する施設」に区分しております。

## (委員)

資料2の3ページ「(5)使用料の算定」のアの⑦「1㎡あたりの時間原価」は決まっているのでしょうか。今までコミュニティセンターを運営している指定管理者が、1㎡あたりいくらといったような計算はしたことがないのですが。

## (財政課副部長)

1㎡あたりの時間単価は市が積算しますので、コミュニティセンターの指定管理者が積算するものではありません。例えば、使用料の算定にあたり、コミュニティセンターの会議室1室あたりの原価を算出する際に、1㎡あたりの時間単価を計算します。

## (委員)

資料2の5ページ「(2)統一的な考え方」のイ「手数料」の①「法令等の規定により無料で取り扱うこととされている場合は免除」とは具体的にはどういう場合なのでしょうか。

選挙期間中は、コミュニティセンターの会議室を投票所として無料で貸し出さなければならぬ、というのは知っているのですが、これ以外になにかありますか。

### **(第一副市長)**

委員がおっしゃられているのはアの「使用料」のことかと思うのですが、ご質問されているイの「手数料」について回答させていただくのであれば、市が法務局に登記簿謄本を公用請求する場合や、逆に他の官公庁から業務上必要な場合に住民票などを公用請求された場合は無料になります。

### **(財政部長)**

少し分かりづらいと思うのですが、使用料と手数料がございまして、使用料は委員がおっしゃられたような、コミュニティセンターの会議室やグラウンド等の使用料があります。手数料は税務証明などの証明書の発行に対する手数料になります。

こういったイメージで使用料と手数料を分けて考えていただければと思います。

### **(委員)**

今のお話の中で使用料や手数料という話が出たと思うのですが、使用料・手数料、各項目の改定前後の一覧表はあるのでしょうか。

また、方針に沿って改定した場合、年間いくら位、徳島市の収入が増えるのか計算はできているのでしょうか。そういった資料を今後作っていく予定はあるのでしょうか。

### **(財政課副部長)**

現時点では、あくまで使用料等を改定する前の指針をお示ししたものですので、今回の改定によって市の収入がいくら増加するのか、お示しする資料はありません。

今後、指針を基に各施設の使用料や手数料を算定しますので、改定前後の比較をすることができるようになるかと思えます。

### **(委員)**

現行の数字（金額）がないので、イメージが湧きづらいです。

### **(第一副市長)**

現在は、改定のルールを定める段階でございまして、もちろんルール通りにならないことも今後出てくるかもしれません。そういう場合には激変緩和で調整を行っていく必要が出てくるかもしれません。このようなことを加味しながら現在は使用料、手数料のルールを決めていくという段階でございまして。

### **(委員)**

資料2の5ページ(4)「その他の取扱い」のア「手数料の有料化」とは、例えばどのようなものがあるのでしょうか。

### **(財政課副部長)**

農業委員会が無料で発行している耕作の証明などがございます。他都市ではすでに手数料を徴収しているところもありますが、本市では、件数が少ないということもあり、費用対効果を鑑みて、今までは手数料の徴収を行っていなかったのではないかと考えております。

### **(財政部長)**

今後、検証を行った結果、徴収に係る費用が手数料収入を大きく上回る場合は引き続き手数料の有料化は行わないということもありえます。

### **(委員)**

資料2の2ページの表にある「自動販売機等設置使用料」とは何でしょうか。

### **(財政課副部長)**

市の施設には自動販売機を設置しております。自動販売機設置業者には、施設の本来の使用目的以外での使用ということで、自動販売機設置に対し、1台あたり定額で目的外使用料をいただいております。

### **(委員)**

個人の場合なら、自動販売機の電気代は個人が負担して、自動販売機の売り上げの20～25%を設置業者から収入として受け取ります。使用料が一定額だと、市が損するのではないのでしょうか。

### **(財政部長)**

本庁舎では災害時、自動販売機の商品を全て無料で提供していただけることになっております。使用料の損得に関しましては、災害時のために設置しているという側面もございますので、ご理解いただければと思います。

### **(委員)**

各地区の会長の理事会におきまして、「コミュニティセンターの使用料がすごく高いのでやっていけない。地域のためにやっているのに、なぜこんなに沢山お金がいるのか。」という意見が出ています。また、コミュニティセンターのエアコン代もとても高いです。どうかしてください。

### **(財政課副部長)**

今後、各担当課が指針をベースに使用料を算定する際、近隣の施設や、社会的な影響などを総合的に判断して最終的に決定していくことになります。

### **(委員)**

資料2の3ページ(5)「使用料の算定」では、実質当たりのコストを決定させることになっているのですが、この中に地価のファクターは入っているのでしょうか。

### **(財政部長)**

完全な民間施設というわけではなく、税金を皆様からいただいた中でのという経緯がございますので、計算式に地価のファクターは含まれておりません。

ただ、修繕費などのランニングコストについては、施設を利用される方に負担していただくという基本的な考えはございます。

### **(委員)**

今後、決まった算定基準を持って、定期的に計算を行っていくと思うのですが、算定の頻度はどのくらいなのでしょう。毎月算定できるシステムを作ると良いのではないのでしょうか。

### **(財政課副部長)**

参考にさせていただきます。

### **(委員)**

資料2の3ページの「受益者による負担割合」の表について、市場性と必要性という考え方で区分しているが、公共性という軸もある。

軸が3つありますが、どのように表を見ればよいのでしょうか。

### **(財政課副部長)**

区分Ⅰの公共性が一番高く、区分Ⅳの公共性が一番低い、という見方になります。区分ⅡとⅢにつきましては、中間的である、と捉えていただければと思います。

### **(委員)**

資料2の3ページの「受益者による負担割合」の表について、どの政策、どの事業が、どの区分に該当するのか、これはそれぞれの担当課が判断するのでしょうか。もしくはどこかの課が取りまとめて判断するのでしょうか。

算定していくとなると、何らかの基準が必要になってくると思います。例えば図書館は区分Ⅰ、プールは区分Ⅳに入っているのですが、図書館も趣味の人が集まって本を読んでいると考えられなくもなく、図書館とプールの違いをどのように判断していくか、基準が非常に重要となると思います。これについてどのように考えられているのか教えていただきたいです。

### **(財政課副部長)**

財政課で、市長・副市長の判断を仰ぎながら改定案を取りまとめることになります。利用者負担の割合についても、0%、50%、100%だけではなく、75%など、柔軟に対応していこうと思います。

### **(委員)**

資料2の1ページ2「受益者負担の基本的な考え方」の(3)「徹底したコストの削減」のコストは、市民にのみ負担をかけるのではなく、行政側が努力する、という意味での「コストの削減」と読み取れます。しかし、同じ資料2の2、3ページのコストは、原価という意味で使用されています。そのため、指定管理料にかかる原価を安くして、安上がりの下請け化を進める、といったメッセージに受け取られかねないので、「コスト」の表記を区別してはどうかでしょうか。

### **(財政課副部長)**

コストの表現については変えさせていただきます。

### **(委員)**

指針が決まると、指針の計算式どおりに使用料、手数料は決まってしまうのでしょうか。それとも、出てきた金額に対して、今後、市民会議などで市民が意見を述べる機会はあるのでしょうか。

現在の手数料と変更後の手数料を具体的に比較できれば、高い・安いといった意見を述べることができますが、計算式のみでの提示では分かりづらく、意見を述べようがないです。

### **(財政部長)**

今回の市民会議の中で、委員の皆さんのご意見を伺い、指針を策定していく、という事で、ご理解をいただければと考えております。

今回の市民会議におきまして、委員の皆さまのご意見を伺い、指針を策定いたします。

なお、手数料・使用料につきましては、条例で決まっております。指針策定後は、手数料・使用料を所管しております各部局におきまして、金額の改定に向けて検討を行います。その際、策定した指針や近隣市町村の金額等を考慮し、最終案を確定いたします。

### **(委員)**

決定した金額に対して、市民の意見が反映される余地はあるのでしょうか。

### **(財政部長)**

方針をご覧いただくようになります。

### **(委員)**

世の中の物価高騰等の状況を鑑みながら、手数料を決めるのですね。

### **(財政部長)**

最終的には、市長が条例改正を議会に諮り、決まります。

### **(財政課副部長)**

最後に、前回の市民会議で報告いたしました、受益者負担改正のスケジュールについて、変更のご報告をいたします。

前回の市民会議では、12月議会で議案を提出し、来年4月から新たな使用料・手数料を設定するとお伝えいたしましたが、12月から4月までの期間では市民の皆さまへの周知期間が不十分であると判断いたしました。つきましては、来年3月議会に議案を提出し、1年間の周知期間を設けた上で、令和9年4月から新たな使用料・手数料を設定するよう、スケジュールを変更させていただきます。

### 3 閉会

#### (会長)

では、その他に何かございませんか。

#### (政務監)

政務監の都築でございます。

委員の皆さまには、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回、受益者負担の適正化に関する指針を改正するにあたり、手数料・使用料の公平化および適正化を図り、受益者負担を見直すことは、今後の徳島市における持続的な市民サービスの維持に必要な課題であると認識しております。

料金の改定につきましては、市民の皆さまにご理解をいただくことは大変困難なものと承知しておりますが、避けて通ることのできない課題と考えております。

本日いただきました貴重なご意見のうち、改定案に反映可能なものについては、十分に検討し反映させていただきたいと思っております。

本日は誠にありがとうございました。

#### (会長)

これをもちまして本日の議題は全て終了いたしました。

皆さま、お忙しい中ご足労いただきまして、ありがとうございます。

それでは、事務局にお返しします。

#### (総務部副部長)

たくさんの貴重なご意見ありがとうございました。

いただいたご意見を参考に、行政運営を進めて参ります。

次回の開催につきましては、改めて皆様のご都合をお伺いしながら、殿崎会長と相談した上で決定させていただきたいと思っております。

委員の皆さま、本日はどうもありがとうございました。